

(仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

(仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する公募型プロポーザル（以下「本公募型プロポーザル」という。）は、(仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務を委託するに当たり、令和6年1月に策定した「(仮称) 朝霞市福祉等複合施設基本計画」（以下「基本計画」という。）を踏まえるとともに、本市のまちづくりの考え方や地域特性及び周辺環境との調和等を十分に理解し、創造性、柔軟に対応できる高い技術力や設計能力及び豊富な経験等を有する設計者を特定することを目的として実施するものとする。

2 業務・契約の概要

- (1) 業務名称 ① (仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事基本設計業務委託
② (仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事实施設計業務委託
※契約は、①基本設計業務と②実施設計業務でそれぞれ随意契約とする。
- (2) 業務内容 (仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設に係る工事設計業務のほか、詳細については(仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで
①基本設計
契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで（約10ヵ月）
②実施設計
令和7年4月1日（火）から令和8年3月13日（金）まで
- (4) 契約限度額 2か年総額 68,155,450円以内（消費税及び地方消費税含む）
（参考）令和6年度支払上限額 基本設計業務委託 24,807千円
令和7年度支払上限額 実施設計業務委託 47,876千円
- (5) 契約方法 本公募型プロポーザルによる最優秀提案者と地方自治法第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を、基本設計（令和6年度）及び実施設計（令和7年度）に分けて締結する。なお、契約金額については、「11 技術提案書等の提出及び評価基準（二次審査）」に示す提出書類「エ 業務参考見積書」で提示された金額とする。
- (6) 発注者 朝霞市長 富岡 勝則
- (7) 支払い 各契約の業務完成検査後に支払うものとする。

3 事業計画の概要

- (1) 概要 基本計画のとおり
- (2) 建設予定地 埼玉県朝霞市西弁財1丁目16番地5、6
- (3) 敷地面積 約1,150㎡
- (4) 建物規模
 - ア 建築面積 最大約800㎡
 - イ 延床面積 最大約2,300㎡
 - ウ 階数 4階程度
- (5) 敷地条件等 特記仕様書のとおり

4 選定方針

- (1) 審査方式
最優秀提案者の選定は、二段階審査方式で行う。
- (2) 審査主体
(仮称)朝霞市福祉等複合施設工事設計業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査及び評価を行う。
- (3) 一次審査
参加表明書等の内容について書類審査・評価を行い、上位5者まで選定する。
- (4) 二次審査
一次審査で選定された者について、技術提案書等の内容とヒアリングによる審査委員会の評価を踏まえ、最優秀提案者1者及び優秀提案者(次点者)1者を選定する。
なお、一次審査における審査結果は、二次審査の評価項目の1つとする。
- (5) 次点者の繰上げ
最優秀提案者等が契約締結を行わない場合に限り、同様の審査方法により、次点者の繰上げを行う。
- (6) その他
審査委員会の委員については、プレゼンテーション実施日に公開する。

5 参加資格及び条件

- (1) 参加資格
本公募型プロポーザルに参加できる者は、基準日(令和6年4月1日)において、次に掲げるすべてを満たしている単体企業とする。
 - ア 令和5・6年度朝霞市競争入札参加資格名簿に設計・調査・測量業務のうち建築関係建設コンサルタント(細目:事務所及び庁舎)の業種で登録がある者。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所

の登録を行っていること。

エ 建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。

オ 朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は埼玉県から入札参加停止の措置を受けていない者及び朝霞市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

カ 主要取引先からの取引停止の事実がなく、経営状況が不健全でない者であること。

キ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。

(2) 参加条件

上記(1)の参加資格を満たしていることのほか、提出者は、平成16年(2004年)4月以降に元請として日本国内で実施設計を完了した建築工事(新築、増築、改築)で、延べ面積1,000㎡以上(増築の場合は増築面積)の国、県又は地方公共団体が発注した公共施設の建築設計業務受託実績を有する者であること。

※これらに該当するか否かについて書類審査にて質疑確認等を行わないので、自身の責任において判断すること。

6 実施スケジュール

区分	内 容	日 程	
一次審査	参加表明書等提出	実施要領等の公表・配布	令和6年3月27日(水) から 令和6年4月12日(金) 正午まで
		参加表明書等提出に関する 質問書の受付期間	令和6年3月27日(水) から 令和6年4月 5日(金) 正午まで
		質問書に対する回答	令和6年4月10日(水) までにHPへ掲載
		参加表明書等の提出期間	令和6年4月 8日(月) から 令和6年4月12日(金) 正午まで
		一次審査期間	令和6年4月17日(水) まで
		一次審査結果の公表・通知	令和6年4月22日(月) までに発送
二次審査	技術提案書等提出	技術提案書等に関する質問 書の受付期間	令和6年4月22日(月) から 令和6年5月 2日(木) 正午まで
		質問書に対する回答	令和6年5月 9日(木) までにHPへ掲載
		技術提案書等の提出期間	令和6年5月 7日(火) から 令和6年5月15日(水) 正午まで
		二次審査(プレゼンテーショ ン・ヒアリングの実施)	令和6年5月27日(月)

	二次審査結果の公表・通知	令和6年5月31日（金）までに発送
	契約締結	令和6年6月初旬頃

※参加表明書等及び技術提案書等の提出を窓口に持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分～午後5時までとする。ただし、最終日の受付は、正午までとする。

7 配置予定技術者の条件

配置予定技術者は令和6年4月1日時点で、当該事務所若しくは再委託先の協力事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有しており、下記の条件を満たすもの各1名（一部兼務可）とする。

ただし、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の協力事務所が本要領「5 参加資格及び条件」の（1）参加資格のイ、オ及びキを満たすこと。

（1）管理技術者

- ア 一級建築士であること。
- イ 提出者の組織に所属していること。
- ウ 建築（意匠）主任技術者のみを兼務することができる。

（2）建築（意匠）主任技術者

- ア 一級建築士であること。
- イ 提出者の組織に所属していること。
- ウ 管理技術者と兼務することはできるが、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

（3）建築（構造）主任技術者

- ア 一級建築士であること。
- イ 協力事務所に再委託することができる。
- ウ 建築（意匠）主任技術者を除いて、他の分担業務分野の主任担当技術者と兼任することができる。

（4）電気設備主任技術者

- ア 一級建築士又は建築設備士であること。
- イ 協力事務所に再委託することができる。
- ウ 建築（意匠）主任技術者を除いて、他の分担業務分野の主任担当技術者と兼任することができる。

（5）機械設備主任技術者

- ア 一級建築士又は建築設備士であること。
- イ 協力事務所に再委託することができる。
- ウ 建築（意匠）主任技術者を除いて、他の分担業務分野の主任担当技術者と兼任することができる。

※管理技術者とは、朝霞市建築設計業務委託契約約款（令和3年4月1日施行）第15条の定義による。

※主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※建物の高さが13mを超えることもあるため必要な体制をとること。

※分担業務分野の分類は、次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（意匠）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号において示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

※契約締結後、管理技術者及び配置を求める各分担業務担当主任技術者の他に、照査技術者（特記仕様書の「2. 業務の実施」の「(6) 照査技術者」の定義による。）を配置するものとする。

8 実施要領等の配布

(1) 配布資料

- ・（仮称）朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領
- ・（仮称）朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託特記仕様書
- ・（仮称）朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領
- ・朝霞市建築設計業務委託契約約款
- ・（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本構想（令和5年11月）
- ・（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本計画（令和6年1月）

(2) 配布方法

朝霞市ホームページからダウンロードすること。

(<https://www.city.asaka.lg.jp>)

(3) 配布期間

配布期間は「6 実施スケジュール」を参照すること。

9 担当課

朝霞市 福祉部 福祉相談課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町一丁目1番1号

TEL: 048-463-1111 (代表) 内線2654・2657

048-463-1594 (直通)

FAX: 048-463-1025

E-mail: fukusi@city.asaka.lg.jp

10 参加表明書等の提出及び評価基準（一次審査）

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出してください。

提出書類	様式等	提出部数
ア 参加表明書	様式1	1部
イ 設計事務所の概要	様式2	正1部 副3部 (複写可)
ウ 設計事務所の業務実績	様式3	
エ 技術者の経歴等	様式4	
・管理技術者・主任技術者（建築意匠）	-A	※様式2～5を 1組として、左 上部1か所をホ チキス等で綴じ 提出すること。 (表紙は不要)
・主任技術者（建築構造・電気設備・機械設備）	-B	
オ 協力事務所（再委託がある場合）	様式5	
添付資料 ・「保有資格（実績・資格）を証するもの」の写し ・健康保険被保険者証等雇用関係が確認できるものの 写し ・上記資料のほか、市が必要とし、求める資料		各1部

(2) 提出方法

ア 提出方法

提出書類は提出先まで持参又は郵送とする。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出期限

提出期限は「6 実施スケジュール」を参照すること。

ウ 提出先

朝霞市福祉部福祉相談課（朝霞市役所1階15番窓口）

郵送先は「9 担当課」を参照すること。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に参加表明書（様式1）に朝霞市福祉相談課の收受印を押印し、その写しを交付する。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便により提出者が確認すること。

(3) 提出書類の記入上の留意事項

ア 参加表明書（様式1）

代表者印を押印の上、提出すること。

イ 設計事務所の概要（様式2）

複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格保有者として記載すること。

ウ 設計事務所の業務実績（様式3）

別添「一次審査評価基準」を理解した上で、対象業務・期間・数の範囲内の実績を記入すること。

また、記載した業務については、契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる図面等の書類を提出すること。

エ 技術者の経歴等（様式4-A、B）

「7 配置予定技術者の条件」と別添「一次審査評価基準」を理解した上で、記入すること。

また、雇用関係が確認できる健康保険被保険者証等の写し、記載した保有資格を証するものの写しを提出すること。

オ 協力事務所の概要（様式5）

再委託がある場合は、協力事務所の概要を記入し、提出すること。

(4) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

質問は参加表明書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。なお、特記仕様書に関する質問については、二次審査に際して実施する。

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式6）に記入し、電子メールによる提出とする。電子メールの件名は「(仮称)朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する公募型プロポーザル質問書」として送付すること。（電子メールの容量は、2MB以内とする。）

なお、誤送信等防止のため、メール送信後に担当課までご連絡ください。

イ 受付期限

受付期限は「6 実施スケジュール」を参照すること。

ウ 提出先

朝霞市福祉部福祉相談課宛

送信先は「9 担当課」を参照すること。

エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、市ホームページに掲

載する。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、本実施要領と同様に扱うものとする。

なお、質問に対する回答期限は、「6 実施スケジュール」を参照すること。

(5) 審査

別添の「(仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領」(以下「審査要領」という。)による。

1.1 技術提案書等の提出及び評価基準 (二次審査)

(1) 提出書類

技術提案書等の提出者は、一次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出してください。

提出書類	様式等	提出部数
ア 技術提案書	様式7	1部
イ 業務実施方針	様式自由 ただし、A3サイズ 横長片面で1枚	正 1部(企業名有り) 副 12部(企業名なし) ※イ～エを1組として、左 上部1か所をホチキス等で 綴じ提出すること。(表紙は 不要) ※カラー印刷とすること。
ウ 評価テーマに対する技術提案 (テーマは(3)参照)	様式自由 ただし、全体でA3 サイズ横長片面3 枚以内	正 1部(企業名有り)
エ 業務参考見積書	様式自由 ただし、A4サイズ	正 1部(企業名有り)

(2) 提出方法

ア 提出方法

提出書類は提出先まで持参又は郵送とする。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出期限

提出期限は、「6 実施スケジュール」を参照すること。

ウ 提出先

朝霞市福祉部福祉相談課 (朝霞市役所1階15番窓口)

郵送先は「9 担当課」を参照すること。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に技術提案書(様式7)に朝霞市福祉相談課の収受印を押印し、その写しを交付する。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便により提出者が確認すること。

(3) 評価テーマ

- i) 公共施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減、環境対策を総合的に考慮した当該施設整備の考え方について提案してください。
- ii) 福祉等複合施設であることを念頭においたユニバーサルデザイン・バリアフリー化について提案してください。
- iii) まちなかの交流やにぎわいづくりに向けた交流スペースの創出やオープンスペース(テラス)との一体的な利用方法など、朝霞台・北朝霞駅周辺の地域活性化にもつながる魅力的な場の創出について提案してください。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

ア 技術提案書(様式7)

代表者印を押印の上、提出すること。

イ 業務実施方針(様式自由。A3サイズ横長片面で1枚)

業務の実施方針として、取組体制、設計チームの特徴及び特に重視する設計上の配慮事項等について設計工程計画を踏まえて簡潔に記載すること。

ウ 評価テーマに対する技術提案(様式自由。全体でA3サイズ横長片面3枚以内)

技術提案書等は、評価テーマについて文章にて明確に表現(文字の大きさは10.5ポイント以上)することを基本とし、提案にあたり視覚的表現による補足が適切と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。(技術提案における視覚的表現の許容範囲については、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課のホームページに掲載されている「建築設計業務委託の進め方(平成30年5月)」本文のP49～53に準ずる。)

また、作成に当たっては、基本計画のほか、本市の地域特性や周辺環境との調和等を十分考慮した上で検討、提案すること。

なお、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

エ 業務参考見積書(様式自由。A4サイズ)

本業務に係る見積金額(消費税及び地方消費税を含まない。)及び各年度の内訳額を記載し提出すること。なお、これとは別に消費税及び地方消費税を含む額(税率10%)も併せて記載すること。

(5) 技術提案書等及び特記仕様書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書(様式6)に記入し、電子メールによる提出とする。電子メールの件名は「(仮称)朝霞市福祉等複合施設建設工事基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル質問書」として送付すること。(電子メールの容量は、2MB以内とする。)

なお、誤送信等防止のため、メール送信後に担当課までご連絡ください。

イ 受付期限「6 実施スケジュール」を参照すること。

ウ 提出先

朝霞市福祉部福祉相談課宛

送信先は「9 担当課」を参照すること。

エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、市ホームページに掲載する。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、本実施要領と同様に扱うものとする。

なお、質問に対する回答期限は「6 実施スケジュール」を参照すること。

(6) プレゼンテーション等及び審査

別添の「審査要領」及び「6 実施スケジュール」に従いプレゼンテーション等を実施し、最優秀提案者及び次点者を選定する。なお、会場、開始時間等については、一次審査後に別途通知する。

1 2 審査及び評価結果の公表及び通知

- (1) 参加表明書等の提出者が1者であったとしても、一次審査及び二次審査を行う。
- (2) 一次審査については参加表明書等を提出した全ての参加者に、二次審査については技術提案書等を提出した全ての参加者に対し、書面にて結果を通知する。
- (3) 一次審査及び二次審査の結果は、本プロポーザル手続き完了後に朝霞市のホームページで公表する。

1 3 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記入されている場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められた場合
- (5) 審査委員会委員に不当な働きかけをした場合
- (6) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 本要領「5 参加資格及び条件」及び「7 業務実施上の条件」を満たさなくなった場合

1 4 その他

(1) 辞退について

技術提案書等の提出者に選定された者が、技術提案書等の提出を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により、技術提案書等の提出期日までに本要領「9 担当課」まで、持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

- (2) 本公募型プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション・ヒアリング審査への参加費用は、すべて提出者の負担とする。
- (3) 提出書類の不備・不足については、市から指示のあった場合に限り、指示された翌営

業日までに提出すること。なお、その後の提出書類の差替え及び再提出は原則として認めない。また、本業務の実施にあたっては、提出書類に記入した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を市から得るものとする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は全て返却しない。

イ 提出書類は、本公募型プロポーザル審査を行う作業に必要な場合、市議会等への説明としての使用及び本公募型プロポーザルに関する記録とする場合を除き、提出者に無断で使用及び複製しないものとする。

ウ 市は、提出された参加表明書等及び技術提案書等について、朝霞市情報公開条例（平成13年条例第25号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

エ 市は、契約締結に至った参加者の提出書類のうち必要と認めるものについては、市のホームページ等において公開できるものとする。この場合において、市から求めがある場合には、参加者は当該資料の電子データを提供するものとする。

(5) 工事受注資格の喪失

ア 本業務を受注した者（その者が本業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請負うことはできない。

イ 本業務を受注した者（その者が本業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）と建設業者との間に次の掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請負うことはできない。

(i) 一方が他方に出資していること。

(ii) 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

(6) 審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受付けないものとする。